

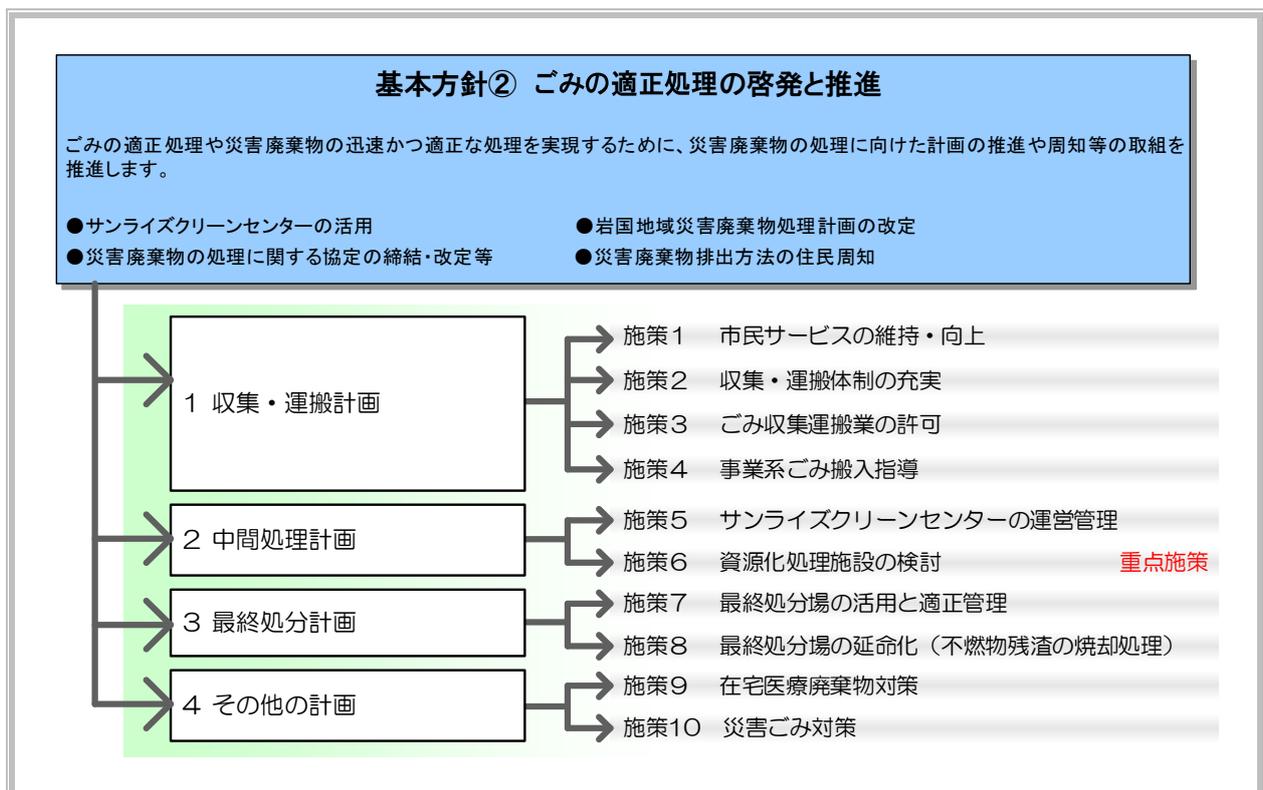
第8節 ごみの適正処理の啓発と推進

〔基本方針②〕

ごみの適正処理の啓発と推進に関する施策の方針と施策体系

● 施策の方針

● ごみ処理の中心的施設として、サンライズクリーンセンターを中心に、安心、安全で安定した質の高い公共サービスを提供しつつ、環境保全と経済性が両立できる処理体制を構築・維持していきます。



■ 図 3-29 ごみの適正処理の啓発と推進に関する施策の体系

処理主体

適正処理を進めるための主体は、表 3-12 に示す通りです。

排出されたごみの収集・運搬は、家庭系ごみは本市が、事業系ごみは事業者が、中間処理及び最終処分は本市が主体となり、その責務を果たします。

■ 表 3-12 適正処理のための処理主体

区分	収集・運搬	中間処理	最終処分
家庭系ごみ	本市	本市	本市
事業系ごみ	事業者		

注) 事業系ごみに「一時多量ごみ等」を含む。

1. 収集・運搬計画

施策1 市民サービスの維持・向上

【既定計画期間の取り組みと課題】

令和3年度より、高齢者等のごみ出しの支援として、ごみ集積場所まで家庭ごみを持ち出すことが困難で、親族、近隣住民等の協力を得られない世帯のごみの戸別収集を行う事業を開始しています。また、国の認定事業者と協定書を締結し、小型家電及びパソコンを宅配で回収する事業を開始しました。

【高齢者等のごみ出し支援事業】

	令和3年度	令和4年度
利用者数	11	15

【小型家電宅配回収】

	令和3年度	令和4年度
回収件数	178	155
回収重量 (kg)	1,674.1	1,541.5

【施策の方向】

高齢者等のごみ出し支援を継続し、市民サービスの維持に努めるとともに、関係部署との調整を行います。また、国の認定事業者による小型家電及びパソコンを宅配便で回収する事業についても、本市ホームページなどで制度の周知やPRを継続します。

【市民・事業者の役割】

- ごみは決められた方法で正しく出しましょう。
- 介護が必要な市民や障がいを持つ市民、高齢者のごみ出し支援について地域住民で協力しあいましょう。

【行政の役割】

- 高齢者等のごみ出し支援等を継続し、市民サービスの維持に努めます。
- 介護が必要な市民や障がいを持つ市民、高齢者のごみ出しへの支援方法について、継続して調査します。

【施策スケジュール】

	施策	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
継続	高齢者等のごみ出し支援等					

【既定計画期間の取り組みと課題】

焼却ごみは、サンライズクリーンセンターにおいて集約処理、ペットボトルの定期収集は、拠点回収を実施しています。

一方、令和4年4月に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行され、市区町村の役割として「プラスチック使用製品廃棄物の分別収集・資源化（再商品化）」が示されました。これまで、本市では、主に容器包装プラスチック（マークが入った袋や容器類）を「プラスチック類」として分別収集し、資源化を進めてきましたが、今後は、製品プラスチック（マークがないもの）についても、資源化の検討が必要です。

【ペットボトル回収箇所数】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
箇所数	110	109	108	109	109

【施策の方向】

委託業者による収集・運搬体制の充実を図ります。ペットボトルの定期収集は、拠点回収箇所の充実を図り、随時見直しを行います。

また、令和4年4月のプラスチック資源循環法の施行に伴い、法施行に伴い、製品プラスチック（マークがないもの）について資源化の検討を進めます。

◆製品プラスチック（マークがないもの）の具体例

「金属類及び破碎ごみ」中で資源化適用の可能性があるもの

具体例：バケツ、おもちゃ、ハンガー、ほうき、ちりとり、弁当箱、コップ、ごみ箱、植木鉢など（プラスチック製のものに限る）



※分別収集に含めてはいけないもの（環境省令の分別収集物の基準による主なもの）

- ・ 汚れが付着しているもの
- ・ 容器包装プラスチック（マークの入った袋や容器類）
- ・ 使用済小型電子機器等（携帯電話、パソコン、電子レンジ、扇風機、ドライヤー、ゲーム機等）
- ・ 一辺の長さが50cm以上のもの
- ・ リチウムイオン電池を使用する機器（加熱式タバコ、モバイルバッテリー等）
- ・ ライター、スプレー缶等
- ・ 繊維や合成ゴム等の複数の素材が使用されているもの（靴、スニーカー、鞆等）

【市民・事業者の役割】

- ごみは決められた方法で正しく出しましょう。

【行政の役割】

- 市民サービスが維持できるよう、収集・運搬体制の充実を図ります。
- ペットボトルの拠点回収箇所など、発生量の動向を踏まえて検討を行います。
- 製品プラスチック（マークがないもの）について、資源化の検討を行います。

【施策スケジュール】

	施策	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
継続	委託による収集・運搬体制の充実	収集・運搬状況の確認・検討				
継続	ペットボトルの拠点回収	収集体制の検討				
新規	製品プラスチック（  マークがないもの）資源化検討	調査・研究				

施策3 ごみ収集運搬業の許可

【既定計画期間の取り組みと課題】

ごみの収集・運搬に関する許可は、ごみの排出状況と現存する収集運搬許可業者の収集・運搬状況を勘案して行うものとしています。



【施策の方向】

ごみ収集運搬業は、再資源化等を目的とする場合や本市で処分することが困難なごみを限定的に収集・運搬する場合を除き、新たな許可は行わないものとします。

なお、ごみの将来的な発生・排出削減目標を設定し、ごみ排出量自体の削減を行います。

【事業者の役割】

- 事業系ごみは、OA紙や生ごみの削減に取り組むことで、ごみ排出量を減少させることができます。自らリサイクルや減量化に取り組みましょう。
- また、収集運搬許可業者は、排出事業者に対し、分別徹底等の指導・協力要請を行い、ごみの適正排出推進に協力しましょう。

【行政の役割】

- ごみの適正処理のため、収集運搬許可業者に対しごみ分別の徹底を指導します。また、収集運搬許可業者が排出事業者の指導員となるよう、協力依頼します。

【施策スケジュール】

	施策	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
継続	許可・適正指導	継続				

施策 4 事業系ごみ搬入指導

【既定計画期間の取り組みと課題】

事業者が事業活動により排出するごみは、廃棄物処理法第3条において「事業者自らの責任において適正に処理しなければならない」と規定されています。

事業系ごみの搬入は、現在、事業者自らが行うか、あるいは本市が許可する収集運搬許可業者により行われていることから、事業者に対して、自らによる再利用や再資源化を行うなど、ごみの発生・排出削減を指導するとともに、本市に搬入するごみは、分別徹底を行うよう排出業者あるいは収集運搬許可業者に対し指導を行っています。しかし、事業系ごみの大幅な削減は見られず、効果的な施策の検討が必要です。

【施策の方向】

事業者向けパンフレットの見直しを検討するとともに、大規模事業者に提出を義務付けている「廃棄物の減量等に関する計画書」により排出実績を確認し、排出量の多い事業者には本市職員が直接訪問して、目標の達成に向けた取り組みへの協力を依頼します。

【事業者の役割】

- 事業者は自ら適正処理を進めましょう。やむを得ず、ごみとして排出する場合は、ごみの分別徹底を行い、ごみの減量やリサイクルの推進に協力しましょう。

【行政の役割】

- 本市に搬入するごみは、分別徹底を行うよう排出業者あるいは収集運搬許可業者に対し指導していきます。

【施策スケジュール】

	施策	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
継続	事業者指導	継続				

2. 中間処理計画

施策5 サンライズクリーンセンターの運営管理

【既定計画期間の取り組みと課題】

サンライズクリーンセンターは民間による運営を行っており、本市は、運営において熱エネルギーの有効活用や公害防止などの民間ノウハウ（技能や経験）が惜しみなく生かされるよう、管理（モニタリング）を行っています。

また、焼却余熱を利用した温水利用型健康運動施設や多目的広場を併設しています。「ふれあい・交流」を目的とした市民の皆様の憩いの場として利用され、多目的広場は、災害廃棄物の仮置場としても活用します。

【施策の方向】

サンライズクリーンセンターは適正に維持管理が行われており、今後もこれを継続します。また、和木町の焼却ごみの受入れを継続します。

◆サンライズクリーンセンターの概要

所在地	岩国市日の出町2番75号
供用開始	平成31(2019)年4月
施設規模	160トン/日(80トン/24h×2炉)
焼却方式	ストーカ式
灰処理方式	セメント原料化
余熱利用	発電設備(高効率回収)出力3,900kW 余熱利用施設へ熱供給 ※温水利用型健康運動施設等
排ガス処理方式	バグフィルタ+乾式排ガス処理装置+脱硝反応装置 ダイオキシン類基準 法規制 1.0 ng-TEQ/m ³ N以下 ⇒ 自主規制 0.05 ng-TEQ/m ³ N以下



【市民・事業者の役割】

- ごみは決められた方法で正しく出しましょう。
- 生ごみは、水を切って出しましょう。

【行政の役割】

- サンライズクリーンセンターの機能が最大限に発揮できるよう、引き続き民間に運営管理を委託し、専門知識や最新技術の導入を図ります。

【施策スケジュール】

	施策	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
継続	サンライズクリーンセンターの運営管理	← 継続 →				

施策6 資源化処理施設の検討 重点施策

【既定計画期間の取り組みと課題】

リサイクルプラザは、容器包装であるびん・かん・プラスチック類、さらに、金属類及び破碎ごみ、粗大ごみを資源化、減容化するための施設として平成11年4月に供用開始しました。稼働から25年が経過し、施設内の各設備の老朽化が進んでいます。

また、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の施行に伴い、製品プラスチック（マークがないもの）について、資源化に向けた対応が必要です。

◆岩国市リサイクルプラザの概要

所在地	岩国市平田二丁目12番30号		
供用開始	平成11（1999）年4月		
施設規模	61.1トン/日		
処理能力	（びん類）	9	トン/日
	（かん類）	6	トン/日
	（プラスチック類）	18.1	トン/日
	（ペットボトル）	2	トン/日
	（不燃・粗大）	26	トン/日

- リサイクルプラザの市民啓発機能については、市民のみなさんが楽しく利用いただけるよう、NPO法人「エコフレンズいわくに」により運営しています。



◆ N P O 法人「エコフレンズいわくに」の事業概要

リサイクル講座運営事業 洋服のリサイクルなど 23 の講座  古い洋服から帽子		広報・調査研究事業 毎月 1 日に広報紙を発行 		修理・再生事業 自転車・家具の修理販売 廃食用油からの石けんづくり 				
イベント及びリユース事業 こども市(R4) 			ワークショップフェスタ(R4) 			研修・視察事業 環境に配慮した企業の視察や 他団体との交流 		

【施策の方向】

老朽化が進むリサイクルプラザに係る今後の対応や、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の施行に伴う、製品プラスチック（マークがないもの）の資源化への対応のため、建物全体の改修を視野に入れた検討をします。特に、整備手法は国の交付金制度の活用も含めて検討します。また、和木町のプラスチック類の受入れを継続します。

【市民・事業者の役割】

- ごみは決められた方法で正しく出しましょう。
- 啓発機能を有するリサイクルプラザを活用しましょう。

【行政の役割】

- 製品プラスチック（マークがないもの）の資源化について検討します。
- 資源化処理施設の整備について検討します。

【施策スケジュール】

	施策	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
新規	製品プラスチック ( マークがないもの) の資源化検討	調査・研究				
新規	資源化処理施設の 検討	基本計画		その他必要となる調査・計画・設計		

3. 最終処分計画

施策7 最終処分場の活用と適正管理

【既定計画期間の取り組みと課題】

本市では、4カ所の最終処分場を管理していますが、現在埋め立てを行っているのは、日の出町最終処分場、周東埋立処分場の2カ所です。玖珂不燃物処理場、川西不燃物処理場は埋め立てを行っておらず、廃止等に向けた調査を行っています。

【施策の方向】

供用中あるいは埋め立てを行っていない最終処分場は、周辺環境の保全と有効活用を図るため、適正に管理します。

埋立終了した最終処分場は、廃止に必要な調査を行いつつ、適正に維持管理します。

●各処分場の今後の運営方針

施設別	運営方針	埋立対象物
日の出町 最終処分場	継続して最終処分を行います。 リサイクルプラザで処理した後の破碎残渣のうち、可燃性残渣をサンライズクリーンセンターで焼却処理することで、埋立量の最少化と最終処分場の延命化を図ります。	セメント原料化ができない焼却残渣不燃物など
周東 埋立処分場	継続して周東地域の陶磁器及びガラス類を埋立処分します。	陶磁器及び ガラス類
玖珂 不燃物処理場	埋め立てを終了し廃止に必要な調査を行っています。	—
川西 不燃物処理場	埋め立てを終了し廃止に必要な調査を行っています。	—

【市民・事業者の役割】

- 最終処分場には、決められた埋立対象物以外を埋めることはできません。決められた方法できちんと分別しましょう。

【行政の役割】

- 最終処分場の適正な維持管理を行います。また、維持管理の状況等をホームページに公開するなどして、市民への啓発を行います。
- 埋め立てが終了した最終処分場は、廃止に向けた調査を行います。

【施策スケジュール】

	施策	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
継続	処分場の活用と適正管理					

施策8

最終処分場の延命化（不燃物残渣の焼却処理）

【既定計画期間の取り組みと課題】

最終処分場は、容量に限りのある施設です。処分場がいっぱいになり、埋め立てが終了すると、新たな場所に新しい最終処分場を建設しなければなりません。現在供用中の処分場をできる限り長く使用するため、これまで埋立対象としていた不燃物残渣のうち焼却可能なものをサンライズクリーンセンターで焼却処理し、最終処分量を削減しています。

【施策の方向】

現在供用中の処分場をできる限り長く使用するため、引き続き、リサイクルプラザで処理した後の破碎残渣のうち、可燃性残渣をサンライズクリーンセンターで焼却処理することで、最終処分量を削減し、最終処分場の延命化を図ります。

【市民の役割】

- 本市の最終処分場は、再資源化ができないものや腐敗しないものなどを主に埋立処分しています。ごみの分別徹底を行い、ごみの減量やリサイクルを進め、最終処分場の延命化に協力しましょう。

【行政の役割】

- サンライズクリーンセンターの活用により最終処分量を最少化し、最終処分場の延命化に努めます。

【施策スケジュール】

	施策	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
継続	処分場延命化 不燃物残渣 の焼却処理	継続				

4. その他の計画

施策9

在宅医療廃棄物対策



【既定計画期間の取り組みと課題】

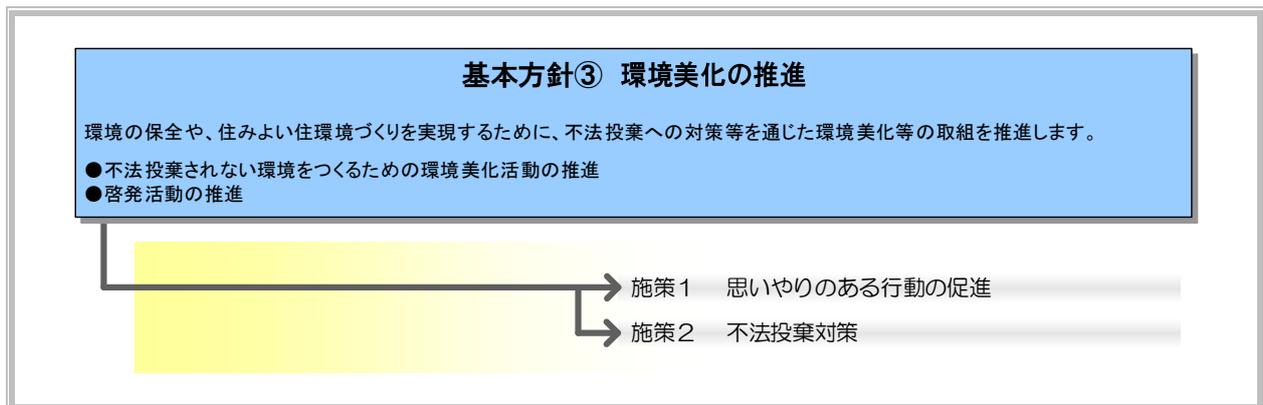
在宅医療廃棄物とは、在宅医療に関わる医療措置に伴い家庭から排出される廃棄物です。その中には、感染性のもの（注射針など）が含まれている可能性があります。

これまで、在宅医療廃棄物は、薬局や医療機関への返却をお願いしていましたが、誤ってプラスチック類に出されるケースがあり、リサイクルに供するプラスチック類の品質低下につながるため、リサイクルプラザで手選別にて回収・除去してきました。回収・除去したものには、針のついたまま出されているものもあり、手選別職員へのケガや2次感染も懸念されます。

環境美化の推進に関する施策の方針と施策体系

● 施策の方針

- 環境美化の推進には、美化活動に取り組む市民や事業者を増やしていくことが必要です。
- 環境美化の推進に係る施策は、地域の取り組みを支援することで環境美化意識を持つ市民を増やし、思いやりのある行動を促していきます。



■ 図 3-30 環境の美化の推進に関する施策の体系

環境美化の推進に関する具体的施策

施策 1 思いやりのある行動の促進

【既定計画期間の取り組みと課題】

一般的に「環境美化活動」というと、ごみ拾いや溝掃除などの地域清掃を思い浮かべますが、こうした取り組みは、自然豊かなまちを未来まで守っていくための次世代への思いやりのある行動といえます。地域清掃などの環境美化活動に取り組む市民・事業者を増やしていくことが必要です。

本市では、「岩国市良好な生活環境確保のための迷惑行為防止に関する条例（条例第 28 号）」を制定しています。この条例は、市民・事業者・行政が一体となって環境美化意識の向上と思いやりのある行動を促し、もって市民の良好な生活環境を確保することを目的としています。

そのため、市民・事業者へ環境美化に関する情報提供を行うとともに、環境美化活動等における顕著な功労があった市民または団体に対し、顕彰を行っています。

感謝状贈呈式（令和 5 年 10 月 6 日）



令和 5 年度は、個人 8 名、1 団体に感謝状を贈呈しました。

◆岩国市良好な生活環境確保のための迷惑行為防止に関する条例



目 的	➤ 空き缶等のポイ捨てをはじめとした迷惑行為の防止について必要な事項を定め、市民等、事業者、占有者等及び市の責務を明らかにし一体となって環境美化意識の向上を図るとともに、思いやりのある行動を促し、もって市民の良好な生活環境を確保することを目的とする。
迷惑行為	➤ 空き缶等のポイ捨て、歩行中の喫煙等、動物のふんの放置、落書き等をいう。
市の責務	➤ 市民等及び事業者と一体となって、良好な生活環境の確保に関する施策の推進に努めなければならない。 ➤ 良好な生活環境の確保に関し市民等及び事業者の理解を深め、自主的な行動を促進するよう意識の啓発に努めなければならない。
市民等の責務	➤ 自ら良好な生活環境の確保に努めるとともに、市が実施する良好な生活環境の確保に関する施策に協力しなければならない。

【施策の方向】

本市ホームページ等で活動内容や簡単にできる取り組みなどについて紹介し、より多くの人の取り組みを促進します。

【市民・事業者の役割】

- 環境美化活動に参加しましょう。
- 従業員などの意識の啓発に努めましょう。

【行政の役割】

- 環境美化活動の情報提供など、市民・事業者の理解を深められるよう支援します。

【施策スケジュール】

	施 策	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
継続	思いやりのある行動の促進 (情報提供等)	継続 				

【既定計画期間の取り組みと課題】

不法投棄対策として、不法投棄防止に関する啓発パンフレットの配布や防止看板の設置などを行うとともに、県や警察、産業廃棄物協会などと連携して不法投棄の未然防止や早期発見のために、情報交換やパトロールを行っており、休日、夜間についても、県委託の警備会社によるパトロールが行われています。また、毎年、山口県産業廃棄物協会岩国支部・県・本市の担当課で不法投棄ごみの回収作業を行っています。



令和 4 年 6 月 2 日、山口県産業廃棄物協会岩国支部・山口県・本市担当課で不法投棄ごみの回収作業を行い、不法投棄ごみ 1,190 kg、家電製品 3 台、タイヤ 14 本、バッテリー 1 個を回収しました。

【施策の方向】

広報などで不法投棄防止のための定期的な啓発や看板設置、パトロールを継続して実施します。また、他市町の取り組み事例なども調査・研究し、不法投棄させない環境づくりを推進します。

【市民・事業者の役割】

- 不法投棄は法律違反であることを認識し、絶対にやめましょう。また、不法投棄されないよう地域の環境づくりを進めましょう。

【行政の役割】

- 不法投棄の防止に対する啓発を広報や本市ホームページで行います。また、不法投棄防止看板の設置や不法投棄防止パトロールを継続して行います。

【施策スケジュール】

	施策	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
継続	不法投棄対策	← 継続 →				